



情報(第 68 号)



令和元年 10 月 10 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>

フンボルトペンギン (福山市立動物園) : 近い距離で観察できます

首相所信表明からの考察



1 所信表明

第 200 臨時国会が今月 4 日召集され、安倍首相の所信表明がされました。所信表明とは、内閣総理大臣が衆議院と参議院の本会議場にて、臨時国会の冒頭や特別国会において内閣総理大臣が指名・任命された後等で行われ、通常国会冒頭での方針や重点課題を説明する演説は、施政方針演説と呼ばれます。

この冒頭、日本国憲法の下、第 1 回の国会、初の国会が開かれた昭和 22 年、戦争で全てを失った我が国は、いまだ、塗炭の苦しみの中にありました。しかし、この議場に集った先人たちのまなざしは、ただ未来にのみ向けられていた。ひたすらにこの国の未来を信じ、大きな責任感の下に議論を重ね、そして、力強い復興を成し遂げました。高度成長を実現し、平和で豊かな日本を、今を生きる私たちに引き渡してくれました。70 年以上にわたる先人たちの歩みに、心から敬意を表します。は、100%同意できます。

街を歩いて、喉が渴いたら、自動販売機やコンビニ利用を当たり前と受け取っています。今日の繁栄を築いた先人に感謝することが基本的な姿勢でしょう。

2 少子高齢化への挑戦

以下当職の注目点を述べます。最大の挑戦は、急速に進む少子高齢化です。国難とも呼ぶべき少子化に真正面から立ち向かってまいります。続いて、多様性で、個性を生かした社会の創設によって少子高齢化を必ず克服できると、これに対する問題認識が大です。

全世代型社会保障として、65 歳を超えて働きたい。8 割の方がそう願っておられます。意欲ある高齢者に 70 歳までの就業機会を確保します。いつまでも健康でいられるよう、予防にも重点を置いた医療や介護の充実を進めます。同一労働同一賃金によって正規・非正規の壁がなくなる中で、厚生年金の適用範囲を拡大し、老後の安心を確保と続きます。そうして、年金、医療、介護、労働など社会保障全般にわたる法改正が今後も進むことになりそうです。

地方創生の項においては、安定した社会保障の基盤、それは、強い経済でありますと述べられ、まずは経済成長が前提となることは異論がありません。順番は、企業の成長、働く者の幸福ということでしょう。

社会保険

労働保険

税制

土台：経済成長

3 エネルギー政策

当職の事務所がある銀南街では、7月下旬から8月冒頭まで停電が続き、いまだに緊急電源で、発電機が24時間回っています。

また、台風15号によって千葉県を中心に長期間の停電が発生しました。電気が供給されることは当たり前ではなく、それがあつたことの感謝を強く感じたところです。もしも、これらが我が国の縮図であつたとしたら背筋が凍ります。福島原発をはじめとした問題が大きく横たわっており、中東地域の紛争やホルムズ海峡の封鎖があれば備蓄があるとはいえ、大きな打撃となるでしょう。イランをはじめとした中東に対する外交戦略を構築すべきで、換言すれば、エネルギー政策をどう展開していくのか経済成長に大きく影響します。

「台風15号による大規模停電では、多くの方々の生活に甚大な影響が出ました。今回の対応を徹底的に検証します。災害時における復旧の加速化、電力インフラ維持の方策について検討し、速やかに対策を講じます」と、個別問題化したことは心もとなく思います。

4 同一労働同一賃金

さて、2のとおり、働き方改革では、唯一、「同一労働同一賃金」が述べられています。この施行は令和2年4月1日（中小企業は令和3年4月1日）からです。

働き方改革における2大改革は、時間外労働の上限規制（平成31年4月1日施行、中小企業は令和2年4月1日）と同一労働同一賃金で、後者の意味意義を理解するには相当の知識が必要です。

その姿は見えずらく、また、これを言い表すことも難しく、あえて言うと、「非正規労働者待遇改善」になります。時間外労働の上限規制は、力ずくの労働時間抑制策で、ワークライフバランスを向上させる労働者個人に向けられたもので、同一労働同一賃金は、多様な働き方、個性ある働き方を正當に評価し、生産性の向上を目指そうとする、経済成長の促進策と評価できます。

5 同一労働同一賃金の概要

ごく大雑把に解説すると、同一企業内に、正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者が存在するときに、職務内容等が同じであれば、差別的取扱いをすることは禁止され（均等待遇）、職務内容等が異なれば、待遇に差があることを前提として、その差が不合理であつてはならないとするものです（均衡待遇）。この解説は、また改めてすることにします。

以上のとおり、同一労働同一賃金は、賃金規程の見直しに直結するため、施行が先であるとしても直ちに検討に入る必要があります。

当法人では、同一労働同一賃金に対する管理運営事項のご相談を承っております。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階

銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

URL: <https://ginza-syaroushi.com/>